

国海環第220号

令和8年3月30日

別紙関係団体担当事等 殿

海事局長（公印省略）

令和7年10月14日付国海環第130号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）の一部改正について」の一部改正について

国際海事機関（IMO）の第12回汚染防止・対応小委員会（令和7年1月）において、GHG排出削減に資するバイオ燃料の利用拡大のため、一定条件のもと、従来のバンカリング船による30%以下のバイオ燃料混合油を輸送可能とする「従来のバンカリング船によるバイオ燃料混合油輸送に関する暫定ガイダンス」（以下「暫定ガイダンス」といいます。）が合意され、第83回海洋環境保護委員会（令和7年4月）において承認されました。暫定ガイダンスでは、バイオ燃料の混合割合が体積比で25%を超え、30%以下の燃料油（以下、「B30混合油」といいます。）の運送可能な船舶について「有害液体物質ばら積船（ケミカルタンカー）」のみならず「油タンカー」にも拡張するものとなっており、国内法体系への取入れについては暫定ガイダンスの趣旨を尊重し、令和7年10月14日付け国海環第130号にて、従来のバンカリング船による30%以下のバイオ燃料混合油を輸送可能とするために、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）の一部改正を行ったところですが、諸般の事情により要件の見直し等を行い、別添のとおり標記通達の一部を改正し、令和8年3月30日から適用することとしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	部			長
共有船舶建造支援部				
日本小型船舶検査機構	理	事		長
一般財団法人 日本海事協会	副	会		長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専	務	理	事
一般財団法人 日本船用品検定協会	常	務	理	事
一般社団法人 海洋水産システム協会	会			長
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事	務	局	長
一般社団法人 大日本水産会	専	務	理	事
一般社団法人 日本海事代理士会	会			長
一般社団法人 日本外航客船協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本作業船協会	会			長
一般社団法人 日本船主協会	理	事		長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船用工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本旅客船協会	会			長
公益社団法人 日本海難防止協会	会			長
全国内航タンカー海運組合	会			長
全日本海員組合	組	合		長
日本内航海運組合総連合会	理	事		長
American Bureau of Shipping	Vice President, Japan			
DNV AS	Country Manager, Japan			
Lloyd's Register Group Limited	General Manager, Japan			
ビューローベリタスジャパン株式会社	船	級	部	門
				長

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）

（昭和58年9月30日付け船査第616号、最終改正令和7年10月14日付け国海環第130号）

（改正箇所は棒線）

改正後	現 行	備 考
I（略）	I（略）	
<p>II 令第3条に基づく特殊な船舶 1～7（略）</p> <p>8 <u>バイオ燃料（脂肪酸メチルエステル、植物油又はエチルアルコールに限る。）と燃料油の混合物（脂肪酸メチルエステル若しくは植物油と重油若しくは軽油の混合物、又はエチルアルコールと揮発油の混合物に限る。）であって、バイオ燃料の割合が体積比で25%を超え30%以下のもの（以下「B30混合油」という。）を他船に燃料として供給する目的で</u>輸送する船舶について、以下に掲げる条件をすべて満たすものは、有害液体物質ばら積船の技術基準を満たす船舶と同等のものとして<u>取扱うこと</u>とする。</p> <p>(i) 油タンカー（貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）の技術基準を満たす船舶であること。</p> <p>(ii) 航行区域が平水区域又は沿海区域であって国際航海に従事しない船舶であること。</p> <p>(iii) （削除）</p>	<p>II 令第3条に基づく特殊な船舶 1～7（略）</p> <p>8 <u>他船に燃料を補給することのみを目的としてバイオ燃料の混合割合が体積比で25パーセントを超え、30パーセント以下の燃料油（以下「B30混合油」※という。）</u>を輸送する船舶について、以下に掲げる条件をすべて満たすものは、有害液体物質ばら積船の技術基準を満たす船舶と同等のものとして<u>取り扱うとともに、有害液体汚染防止緊急措置手引書の備え置き、又は掲示を要しないこと</u>とする。</p> <p>(i) 油タンカー（貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）の技術基準を満たす船舶であること。</p> <p>(ii) 航行区域が平水区域又は沿海区域であって国際航海に従事しない船舶であること。</p> <p><u>(iii) B30混合油を含む水バラスト等は陸揚げすることと</u></p>	

改正後	現 行	備 考
※（削除）	<p><u>し、海洋に排出しないことを定めた規定を制定し、船内に備えおくこと。</u></p> <p><u>※B30 混合油とは以下のいずれかの物質をいう。</u></p> <p><u>一 次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率 70 パーセント以下のものに限る。）</u></p> <p><u>イ 脂肪酸メチルエステル</u></p> <p><u>ロ 植物油</u></p> <p><u>二 次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率 70 パーセント以下のものに限る。）</u></p> <p><u>イ エチルアルコール</u></p>	